

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年8月11日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を46万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月11日  
② 平成18年12月25日

申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録に標準賞与額の記録が無い。

厚生年金保険料の控除が確認できる賞与明細書があるので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、平成17年8月11日に支給された賞与に係る賞与明細書により、申立人は、46万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、当時の事業主の息子であったが、当時の複数の同僚は、申立期間①当時、「社会保険事務は事業主が担当していた。」と供述していることから、申立人は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知りうる状態にはなかったと認められる。

なお、事業主が申立期間①における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が平成19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから照会できない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が当該期間に係る賞与額の届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、平成 18 年 12 月 25 日に支給された賞与に係る賞与明細書により、申立人は、47 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められるものの、申立人の父である事業主は平成 18 年 11 月に死亡していることから、申立期間②の賞与の支給事務及び社会保険事務については申立人が自分で行ったと供述している。

当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立期間②については、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から29年10月30日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

申立期間はA（株）B工場に勤務し、C業務に従事した。保険料控除の証明となる資料は無いが、当時の同僚と一緒に撮った写真もあり、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した事業所前で撮影された写真及び申立人の同僚や仕事内容に関する具体的な記憶から、期間の特定はできないものの、申立人がA（株）B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A（株）B工場は昭和55年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、A（株）の一括適用事業所となっているD（株）に照会したところ、「A（株）B工場を受け継いだE（株）に問い合わせたが、昭和49年以降の記録しか残っていないとの回答であったため不明。」と回答しており、申立人の勤務状況及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、A（株）B工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、上記写真で確認できる二人の同僚のうち、一人は昭和28年9月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人が写真を撮影したとする同年2月12日の時点では厚生年金保険の被保険者となっていないほか、他の一人は申立期間及びその前後の期間において厚

生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

さらに、当時、A（株）B工場で福利厚生業務を担当していた者に照会したところ、「当時は、正社員のほかに臨時社員を生産計画に合わせて大勢雇っていて、1、2か月程度の雇用期間を繰り返し更新していた。正社員は試用期間の後すぐに厚生年金保険に加入させたが、臨時社員は基本的に加入させていなかったように記憶しており、加入させても雇用期間どおりではなかったと思う。」と供述している上、被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者21人に照会したところ、回答が得られた10人のうち、正社員として勤務した旨回答した2人は、「入社してすぐに厚生年金保険に加入した。」と供述している一方で、臨時社員として勤務した旨回答した8人のうち3人は、勤務してから半年ないし4年程度の期間は厚生年金保険に加入していないと供述していることから、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律に厚生年金保険に加入させていたものではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間において、被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで  
② 平成 3 年 12 月 1 日から 4 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ申立期間①及び②について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所にそれぞれ勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていたはずなので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務していたとしているが、同事業所は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人が記憶する同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、A事業所と同じ業種の事業者が加入するC協同組合は、「当時の組合員名簿において、Aという名称の事業所は確認できない。」と回答している。

さらに、申立期間①当時、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする元夫のオンライン記録によると、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、事業主のフルネームを記憶していない上、申立人が記憶している同僚の連絡先が不明であるため、これらの者から、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、D保健所の記録によると、B事業所は、平成3年4月にE業種に係る営業の許可を取得していることが確認できるものの、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、当該事業所のものとする給料支払明細書（平成元年11月分及び同年12月分）を提出しているが、事業所名及び厚生年金保険料控除額の記載が無い上、支払年月も申立期間と一致しない。

さらに、当該事業所の事業主と思われる者に対し、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの回答は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間②当時、国民健康保険に加入していたと供述している上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。